

施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

※「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第14条第1項の規定に基づき、認定こども園が法定代理受領した施設型給付費等の額を下記の通りお知らせします。

令和6年度 むつみこども園における公定価格一覧

保育認定

月	必要量	1人当たり月額（円）			
		4歳以上児	3歳児	1, 2歳児	乳児
4月	標準時間	51,100	69,600	125,520	219,790
	短時間	47,570	66,070	121,990	216,260
5月	標準時間	51,080	69,580	125,500	219,770
	短時間	47,550	66,050	121,970	216,240
6月	標準時間	51,080	69,580	125,500	219,770
	短時間	47,550	66,050	121,970	216,240
7月	標準時間	51,080	69,580	125,500	219,770
	短時間	47,550	66,050	121,970	216,240
8月	標準時間	51,080	69,580	125,500	219,770
	短時間	47,550	66,050	121,970	216,240
9月	標準時間	51,050	69,550	125,470	219,740
	短時間	47,520	66,020	121,940	216,210
10月	標準時間	51,050	69,550	125,470	219,740
	短時間	47,520	66,020	121,940	216,210
11月	標準時間	51,100	69,600	125,520	219,790
	短時間	47,570	66,070	121,990	216,260
12月	標準時間	51,070	69,570	125,490	219,760
	短時間	47,540	66,040	121,960	216,230
1月	標準時間	51,080	69,580	125,500	219,770
	短時間	47,550	66,050	121,970	216,240
2月	標準時間	51,080	69,580	125,500	219,770
	短時間	47,550	66,050	121,970	216,240
3月	標準時間	52,320	70,820	126,740	221,010
	短時間	48,790	67,290	123,210	217,480

※むつみこども園代理受領した施設型給付費等は、上記の公定価格の額から保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。

※3歳以上児のうち、副食費の徴収を免除されている子は、上記金額に4,800円を加算した額が公定価格の額となります。

教育認定

月	必要量	1人当たり月額（円）		
		4歳以上児	3歳児	2歳児
4月	-	140,520	160,170	218,740
5月	-	139,460	159,110	217,680
6月	-	139,460	159,110	217,680
7月	-	137,560	157,210	215,780
8月	-	137,560	157,210	215,780
9月	-	137,560	157,210	215,780
10月	-	136,710	156,360	214,930
11月	-	134,470	154,120	212,690
12月	-	135,180	154,830	213,400
1月	-	134,470	154,120	212,690
2月	-	134,470	154,120	212,690
3月	-	141,920	161,570	220,140